

山県市賃上げ重点支援助成金 Q&A

令和8年2月10日更新

番号	質問	回答
1	賃上げの対象となる賃金は何ですか？	基本給が対象となります。（諸手当は除く） なお、賃上げが定期昇給かベースアップかは問いません。
2	賃上げ対象期間（R8.1.1～R8.9.30）に賃上げ後の賃金を支払えばよいのですか？	賃上げ対象期間に給与算定期間が含まれていれば、対象になります。 【対象の例】 給与算定期間：R7.12.11～R8.1.10（1月に支給） R8.9.11～R8.10.10（10月に支給） 【対象外の例】 給与算定期間：R8.10.1～R8.10.31（10月に支給）
3	医療法人や社会福祉法人、NPO法人等も対象となりますか？	対象者は、中小企業基本法第2条に規定する事業者であるため、対象となります。 詳細は以下HPをご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q2
4	複数事業所（店舗）を経営している場合、事業所（店舗）ごとに申請対象となりますか。	事業者ごとの申請となるため、複数事業所（店舗）をまとめて入力のうえ、申請してください。 なお、上限額は、1事業者あたり20万円です。

5	全従業員ではなく、一部の従業員だけ賃上げした場合も対象になりますか？	3%以上の賃上げがされた従業員1名分から申請できます。
6	「賃上げを目的とする他の助成金等を受給していない又は受給予定がないこと」とありますが、どのような場合が想定されますか？	事業者における対象従業員の賃上げに要した経費（人件費）に対して助成されるものを想定しております。 従って、賃上げが要件であったり、賃上げすることで加算される補助金等であったとしても、対象従業員への人件費ではなく、設備投資等の費用の一部が補助される補助制度は、重複しないものとします。
7	提出をする雇用契約書または労働条件通知書にはどのような項目の記載があればよいですか？	以下の内容すべて記載されているものとなります。 ①支給対象従業員の氏名 ②労働契約期間（無期の場合は無期と記載） ③申請のあった事業所に雇用されている事実 ④勤務地、業務 ⑤勤務時間（週所定労働時間が20時間以上であるか） ⑥賃金
8	申請受付期間中に複数回申請することはできますか？	原則1回申請となります。
9	小規模な事業者に該当する事業所だが、従業員ごとに賃上げ率が異なる。申請はどうなるか。	賃上げの状況に応じた申請が可能です。 3%以上の賃上げをした従業員について、申請ができます。 ただし、1人の従業員について重複した申請はできません。
10	個人事業主です。事業専従者（家族従業者）は、助成金の対象になりますか？	3等親以内の家族従業者は対象となりません。

11	外国人技能実習生や特定技能外国人についても、支援金の対象となりますか？	外国人技能実習生や特定技能外国人も支援金の対象となります（所定労働時間が週20時間以上である等、他の条件を満たしている必要があります）。
12	賃金台帳・労働条件通知書はどのような様式であればよろしいですか？	サンプルとして厚生労働省の様式がありますのでご参考ください。その他、必要な内容が確認できれば、独自に作成している様式でも申請が可能です。 (参考) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouukijun/roudoukijunkankei.html